

○東海市立運動公園管理規則

昭和53年12月28日

教育委員会規則第7号

改正 昭和55年6月30日教委規則第3号

平成2年3月31日教委規則第2号

平成2年5月29日教委規則第3号

平成3年3月30日教委規則第3号

平成3年12月27日教委規則第4号

平成4年3月27日教委規則第5号

平成4年12月24日教委規則第11号

平成6年6月27日教委規則第4号

平成7年5月25日教委規則第7号

平成11年3月30日教委規則第7号

平成12年6月29日教委規則第8号

平成18年1月19日教委規則第3号

平成20年6月30日教委規則第3号

令和2年12月24日教委規則第6号

東海市立運動公園管理規則をここに公布する。

東海市立運動公園管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市立運動公園の設置及び管理に関する条例（昭和53年東海市条例第41号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき東海市立運動公園（以下「運動公園」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可手続)

第2条 大会等の開催のため条例別表第1に掲げる施設（元浜パターゴルフ場を除く。以下「運動施設」という。）の利用の許可を受けようとする者は、利用しようとする日の56日前から29日前までに、利用申込書（以下「申込書」という。）に事業計画書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する者以外の者が運動施設の利用の許可を受けようとするときは、利用しようとする日の28日前から3日前までに、申込書を教育委員会に提出しな

ればならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、申込書の提出期間を変更することができる。

(承諾書の交付)

第3条 教育委員会は、申込書を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、利用承諾書（以下「承諾書」という。）を申請者に交付するものとする。

(利用許可の取消し及び変更手続)

第4条 前条の規定により承諾書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が利用許可の取消し又は変更を受けようとするときは、あらかじめ教育委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。

(承諾書の所持等)

第5条 利用者は、利用の際承諾書を所持し、係員の要求があつたときは、提示しなければならない。

(元浜パターゴルフ場の利用手続)

第6条 元浜パターゴルフ場を利用しようとする者は、使用料を納めて利用券の交付を受けなければならない。

- 2 利用券は、発行の日に限り有効とする。

- 3 利用券の交付を受けた者が利用しようとするときは、受付において係員の改札を受けなければならない。

(届出)

第7条 利用者（元浜パターゴルフ場を利用する者を含む。）は、施設等を損傷したとき又は事故が発生したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(行為の許可手続等)

第8条 条例第9条第1項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、当該行為を開始しようとする日の30日前から15日前までに、行為許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申請書を受理した場合において、運動公園の管理上支障がないと認めるときは、行為許可書を申請者に交付するものとする。

- 3 第4条、第5条及び前条の規定は、前項の規定により行為許可書の交付を受けた

者について準用する。

(指定管理者に管理等を行わせる場合の取扱い)

第9条 条例第15条第1項の規定により指定管理者に運動公園の管理を行わせる場合における第2条から第4条まで、第7条、前条及び次条の規定の適用については、第2条から第4条まで及び第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、前条第1項中「条例第9条第1項各号」とあるのは「条例第15条第4項において読み替えて適用する条例第9条第1項各号」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、次条中「教育長」とあるのは「教育委員会の承認を受けて指定管理者」とする。

2 条例第16条第1項の規定により指定管理者に運動施設の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の規定中加木屋庭球場及び加木屋バレーボール場に係る部分については、教育委員会が定める日から施行する。

(昭和54年教育委員会規則第1号で昭和54年3月21日から施行)

附 則 (昭和55年教委規則第3号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び別表の改正規定は、昭和55年7月20日から施行する。
- 2 加木屋球場の夜間照明設備を使用しようとする者は、別表の改正規定の施行日前であつても、教育委員会の定めるところにより使用許可申請書を提出することができる。

附 則 (平成2年教委規則第2号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成2年4月9日から施行する。
- 2 新宝球場及び新宝多目的グラウンドを使用しようとする者は、別表の改正規定の施行日前であつても、改正後の東海市運動公園管理規則第5条第1項及び第2項に規定する手続に従い、使用申込書を提出することができる。

附 則（平成2年教委規則第3号）

この規則は、平成2年6月23日から施行する。

附 則（平成3年教委規則第3号）

- 1 この規則は、平成3年8月1日から施行する。
- 2 加木屋庭球場の夜間照明設備を使用しようとする者は、この規則の施行の日前であつても、教育委員会の定めるところにより使用申込書を提出することができる。

附 則（平成3年教委規則第4号）

この規則は、平成4年2月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年教委規則第11号）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 元浜庭球場を使用しようとする者は、この規則の施行の日前であつても、教育委員会の定めるところにより使用申込書を提出することができる。

附 則（平成6年教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年教委規則第7号）

- 1 この規則は、平成7年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 元浜サッカー場を使用しようとする者は、この規則の施行の日前であつても、教育委員会の定めるところにより使用申込書を提出することができる。

附 則（平成11年教委規則第7号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年教委規則第8号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第3号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている申込書その他の用紙で残量のあるものについては、改正後の東海市立運動公園管理規則の規定にかかわらず、当分の間、こ

れを使用することができる。

附 則（平成20年教委規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和2年教委規則第6号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。